

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらき有機農業トップランナー事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】【輸出・販路拡大】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、荒廃農地等の環境整備や農地の貸付、有機農産物の供給力向上に資する機械等の整備、有機 JAS 認証の取得や新商品の開発等を支援します。
事業概要	<p>1 有機農業の団地育成支援</p> <p>【事業主体（事業対象）】 農業者、農業者の組織する団体等</p> <p>【事業内容】 大規模有機団地の整備に必要なパイプハウス資材の購入や農業機械のリース導入等を支援</p> <p>【事業対象品目】 にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、はくさい、トマト、米</p> <p>【補助要件等】 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件に準ずる。 ・面積要件：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） ・機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること 等</p> <p>【対象経費】 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入等に係る経費</p> <p>【補助率】 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内</p> <p>2 荒廃農地等集約・環境整備支援</p> <p>（1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援</p> <p>【事業主体（事業対象）】 荒廃農地を再生し有機農業を実践する認定農業者等</p> <p>【事業内容】 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援</p> <p>【補助要件等】 再生農地での有機 JAS 認証取得（事業実施後 2 年以内）、有機 JAS 認証取得面積の 2%以上の増加、目標年次において有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上になること等</p> <p>【対象経費】 工事に係る機械費（機械損料）、作業者の労務費、工事を外部委託する際の委託費等</p> <p>【補助限度額・補助率】 1/2 以内（上限 100 千円/10 a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1 ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10 a、同上限 350 千円/10a）</p> <p>（2）農地貸付協力金</p> <p>【事業主体（事業対象）】 有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等</p> <p>【事業内容】 有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付</p>

〔補助要件等〕

農地中間管理機構を通じて 20a 以上の面積を貸借すること（複数地権者による合算も可）、耕作者が貸付農地と同面積で有機 JAS 認証を取得すること等

〔補助限度額・補助率〕

定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上まとまった農地の場合 20 千円/10a）

3 有機農産物の供給能力向上支援

〔事業主体〕

市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等

〔事業対象〕

市町村等

〔事業内容〕

有機農産物の有機 JAS 認証を新規取得または認証の拡大意向のある者を対象に有機農産物や有機加工食品の認証取得に係る経費を支援

〔補助要件等〕

（1）有機農産物の有機 JAS 認証取得有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること※ 等
※新規で認証を取得する者はこの限りではない

（2）有機加工食品の有機 JAS 認証取得有機農産物の有機 JAS 認証取得者が所有する加工施設等での有機加工食品の有機 JAS 認証を取得すること 等

〔対象経費〕

① 有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費

〔補助限度額・補助率〕

定額①上限 10 千円、②上限 140 千円

4 有機農産物新商品開発チャレンジ支援

〔事業主体（事業対象）〕

認定農業者等

〔事業内容〕

原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援

〔補助要件等〕

事業対象品目はいちご、くり、なし、ぶどうとし、事業実施 3 年後を目途に、事業対象品目を栽培するほ場で新規に有機 JAS 認証を原則、概ね 10a 以上取得すること（既に有機 JAS 認証を 10a 以上取得している場合は認証面積を 5 % 以上増加させること）又は農業所得を向上させること 等

〔対象経費〕

事業を実施するために必要な委託、報償等に係るソフト経費、備品購入等に係るハード経費（取得価格 10 万円以上のもの）

〔補助限度額・補助率〕

1/2 以内（補助上限 1,600 千円。うち、ハード経費の上限は原則 800 千円）

5 土づくりの推進支援 ※1

〔事業主体〕

市町村等

〔事業対象〕

農業者、農業者の組織する団体、民間事業者

〔事業内容〕

地力の向上を目的とした堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援

〔補助要件等〕

県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられた目標の達成

	<p>〔対象経費〕 堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 定額（堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入に係る費用のみ 1/2 以内） ※1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。</p> <p>6 儲かる産地支援（有機枠）</p> <p>〔事業主体〕 市町村等</p> <p>〔事業対象〕 認定農業者、農業法人、農協、営農集団 等</p> <p>〔事業内容〕 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入支援</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者（目標年次における有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること） ②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること ③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること ④事業実施により有機 JAS 認証取得面積の 5%以上向上が見込めること 等</p> <p>〔対象経費〕 有機農産物等の生産性、供給力又は品質の向上のために必要な生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材（骨材と被覆材）等の導入支援。</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 本体価格の 1/2 以内（補助上限 5,000 千円）</p>												
<p>問合せ先</p>	<p>◆農業技術課有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" data-bbox="347 1326 1337 1406"> <tr> <td>県北</td> <td>0294-80-3303</td> <td>県央</td> <td>029-221-3034</td> <td>鹿行</td> <td>0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9174(園芸)</td> <td>0296-24-9169(農産)</td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)	
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)									